

ザンビア共和国
製造業サプライチェーン・ビジネススタディツア
—2025
募集要項

2025年11月
独立行政法人国際協力機構
ザンビア事務所

1. 概要

ザンビアは、南部アフリカ地域の中央に位置し、内陸国でありながら周辺8か国と国境を接し、周辺国へのアクセスに優れた国です。ザンビアは、COMESA（東南部アフリカ市場共同体）、SADC（南部アフリカ開発共同体）、AfCFTA（アフリカ大陸自由貿易圏）の加盟国で、これら地域統合により、14億人規模のアフリカ市場へのアクセスの可能性が広がっています。また、3%を超える高い人口伸び率にも支えられ、2021年以降は毎年4-6%の経済成長を達成しているほか、豊富な水資源、鉱物資源に恵まれ農業や鉱業分野におけるポテンシャルの高さを秘めています。

しかし、鉱物資源（銅）依存した経済構造から脱却できていないほか、加工機材の未整備や、技術不足等の理由から未だ生産性が低く高付加価値化・高品質化は進んでいない状況であり、貧弱な道路インフラによる高い輸送コストも課題となっています。そこで、ザンビア政府は第8次国家開発計画（8NDP）において、一定の成長を続けている産業である農業、鉱業、観光業とともに製造業を重要セクターに位置づけ、高付加価値化・産業多角化を図るとともに、貿易と民間投資の拡大に取り組んでいます。特に製造業のGDPシェアは概ね10%前後で推移しており、雇用創出のポテンシャルが高く、他産業への波及効果も期待されており、ザンビア政府は、8NDPの中で、(1)食品加工、(2)エンジニアリング、(3)木材・木材製品、(4)繊維、(5)皮革・皮革製品、(6)金属・非金属鉱物、(7)医薬品を優先的なバリューチェーンとして位置付けています。

JICAはこれらの課題に対して、産業振興の観点から製造業に対する支援を行っており、「産業振興起業家支援アドバイザー」を2022年から2025年に派遣を行い、製造業に対するKaizenを含むビジネス開発サービスを提供してきました。製造業への支援を通してザンビアで生産された原材料の付加価値向上は、雇用の創出、生計の向上、ひいては産業の多角化につながります。このビジネススタディツアーを通じて、ザンビアの製造業サプライチェーンの上流から下流まで各ステージの現地企業・団体やビジネス環境を視察し、アフリカの成長市場における新たなビジネスの可能性を探求頂きたく企画しました。

ぜひ積極的にご参加をご検討ください。

2. 本スタディツアーの対象領域

製造業サプライチェーンに関連する企業（関連する ICT 分野等も可）

- **加工企業**：ザンビアにある資源（農産物、鉱物等）を活かした、付加価値技術やサービスを提供する企業
- **機器・機械サプライヤー**：製造機器、加工機械、品質管理システム、メンテナンスソリューションを提供する企業
- **物流・サプライチェーンソリューション**：倉庫、コールドチェーン、輸送管理システム、在庫管理、流通ソリューションを提供する企業

- **包装・資材関連企業**：包装機械、包装材料、ラベル表示システム、製品保存技術を提供する企業
- **サプライチェーンへの参入希望企業**：ザンビアのサプライヤーや大手メーカー、鉱山事業とのパートナーシップを構築したい企業
- **サービス企業**：エンジニアリングサービス、メンテナンス、技術研修、生産最適化などを提供する企業

等々

3. スケジュール

(1) 構成

最大10名（1社あたり1~2名）

(2) 行程

6泊7日間程度

日	行程	備考
3月1日 (日)	ザンビア入国	現地集合
3月2日 (月)	ホテルにて簡単なオリエンテーション 政府関係者や経済団体、関連企業の訪問	ルサカ
3月3日 (火)	ルサカ→ンドラ（空路） 政府関係者や経済団体、関連企業の訪問	コッパーベルト
3月4日 (水)	政府関係者や経済団体、関連企業の訪問 （夕食）ネットワーキングディナー@コッパーベルト-JETRO 共催	コッパーベルト
3月5日 (木)	ンドラ→ルサカ（空路） 現地人材、技術関連の組織訪問（TIVET、UNZA、NISIR、ZACCI 等）、M F E Z、産業団地訪問	ルサカ
3月6日 (金)	午前：政府関係者や経済団体、関連企業の訪問 午後：ビジネスフォーラム／商談会（個別商談会） 夕食）ネットワーキングディナー@ルサカ-JETRO 共同実施	ルサカ
3月7日 (土)	ザンビア出国	現地解散

* 事情により日程および行程を変更する可能性があることをご了承ください。

* 具体的な訪問先は参加者が確定してから、ご希望を踏まえ調整します。

(3) 想定される視察・面談内容

- ① 現地政府関係（商業・貿易・産業省、中小企業開発省、ザンビア開発庁他）・経済団体（商工会、製造業協会等）との意見交換
- ② 現地民間企業（原材料生産現場（農家等）食品加工業、運輸業、包装・資材、小売店他）の視察、意見交換
- ③ 現地で操業する日系企業やJICA帰国研修員との交流
- ④ JICA関連プロジェクトの現場視察、意見交換

【参考 URL】ザンビアにおける JICA 民間セクタープロジェクト例

- ① [ザンビア共和国 バナナの茎を活用した持続可能なパルプ事業基礎調査](#)
- ② [独立行政法人国際協力機構（JICA）中小企業・SDGs ビジネス支援事業～普及・実証・ビジネス化事業～に採択 | One Planet Café | ワンプラネットカフェ](#)
- ③ [ザンビア国安定した高品質蜂蜜のサプライチェーンに係るニーズ確認調査](#)
- ④ [ザンビア国ハニカム段ボール製組立・移動型医療室に関するニーズ確認調査](#)
- ⑤ [ザンビア国製造業振興に係る情報収集・確認調査](#)
- ⑥ [JICA を介して繋がる、広がる —ザンビアと日本の新たなビジネスの架け橋— | ニュース・広報 - JICA](#)
- ⑦ [ザンビア・マラウイ「南部アフリカ 農業バリューチェーン強化事業」に対する融資契約の締結（海外投融資）：農作物加工工場の建設・運営を通じ農業の高付加価値化に貢献 | ニュース・メディア - JICA](#)
- ⑧ [アフリカ地域 ナカラ回廊総合開発（ザンビア・マラウイ）にかかる 情報収集・確認調査](#)

4. 参加費用

(1) JICAが負担する費用

- ① 現地での宿泊費
- ② ザンビア国内の移動にかかる経費
- ③ 各種イベント参加費用

(2) 参加者にご負担いただく費用

※上記4. (1)以外の費用、以下は主要な例です。なお、参加者ご自身でご手配頂きます。

- ① 航空賃（出発到着地：日本国内⇄現地までの往復航空券）
- ② 居住地⇄出発到着地（日本国内の空港）の日本国内移動に係る費用
- ③ 旅券取得経費（申請に必要な書類：戸籍抄本、写真等の取得経費含む）
- ④ 海外旅行保険の加入経費
- ⑤ 必要な予防接種にかかる費用

- ⑥ 現地での食費等
- ⑦ 会議等に必要となる日本国内移動に係る費用（オンライン開催を除き、ツアー後の報告会など物理的に集合する場合を想定）

5. ご応募いただける企業・参加者

- (1) 企業の場合は、原則、本邦登記法人であること。
- (2) 2. の領域において、ザンビアを対象としたビジネスを検討していること。（別法人へのコンサルテーションを主目的としたコンサルタント等、ザンビアでの自らのビジネスを目的としない企業は対象外）
- (3) 中小企業・SDGsビジネス支援事業「ニーズ確認調査／ビジネス化実証事業」[応募・実施条件等及び募集要項に係る同意書](#)の10. に定義する反社会的勢力に合致しない企業・団体であること。
- (4) 渡航前事前説明会及び現地視察に参加可能であること。
- (5) ザンビア国の事情（道路状況や衛生環境等）を勘案した上で、健康であり、JICAの規定する安全対策の行動制限（夜間徒歩移動禁止等）に沿って行動いただけること。
- (6) ツアー参加に際して海外旅行保険に加入頂くこと。（JICAにて推奨する保険を紹介可）
- (7) 日常会話レベル以上の英語力を有していること（基本的に日・英通訳はございません）
- (8) 事前準備等の為の資料提供にご協力いただけること。
- (9) プログラム参加の意欲・熱意・協調性があること。
- (10) 4. の趣旨をご理解の上で、費用のご負担と、渡航に係るご準備をご自身で手配頂けること。
- (11) 帰国後、JICA や業界団体、地元経済団体が開催する国内セミナー等で、ザンビアでのビジネス可能性、企業や日本企業との連携の可能性について情報発信できること。

6. ワクチン接種

- 推奨するワクチンは以下を参照ください。

【参考URL】[海外渡航のためのワクチン \(forth.go.jp\)](#)

7. 応募および実施までの流れ

- (1) 応募方法

JICAホームページの参加申込フォームより必要事項をご記入ください。

応募期限：2025年12月19日（金）17時（日本時間）まで 申込URL：[申請フォーム](#)

事前説明会：12月5日（金）、日本時間16:00 [参加URL](#)

(2) 選考について

応募が定員枠を超えた場合には、JICA側で選考させていただくことがあります。予めご了承ください。なお、選考は下記の応募書類への記載内容を基に行います。

- ① 会社概要
- ② 海外での事業実績
- ③ アフリカで想定しているビジネスの内容（特に中小企業・SDGs ビジネス支援事業への応募等）
- ④ スタディツアーに期待すること（希望する視察先・得たい情報など）
- ⑤ スタディツアー参加者情報

(2) 全体スケジュール

2025年11月下旬 募集開始

2025年12月5日（金） 事前説明会（オンライン）

2025年12月19日（金） 応募締切

2026年1月9日まで 結果通知

<以下、選考により参加が確定した方のみ>

2026年2月中旬 出発前のブリーフィング（オンライン）

2026年3月1日（日）～7日（土） スタディツアー実施

2026年3月下旬 帰国報告会およびフォローアップサポート（オンライン）

9. 問い合わせ先

ご不明点等ありましたら、以下までご連絡ください。

JICA ザンビア事務所（zb_oso_rep@jica.go.jp）

10. その他

(1) ツアー中止や延期の扱い

現地の治安や感染症の状況によっては、やむを得ずツアーのキャンセルや延期が避けられない場合があります。外的要因によるフライトの変更キャンセル料等、準備のためにご負担いただいた費用はJICAでは負担しかねますので、ご承知おきください。

(2) 本スタディツアーの位置づけについて

本スタディツアーは、上述のとおり中小企業・SDGsビジネス支援事業への応募促進等を目的の一つとしたものですが、本スタディツアーへの参加自体が同支援事業の応募審査にあたっての加点要素となることはありません。

(3) 参加者の不正行為防止について

参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程（平成16年規程

(人) 第28号)に基づく「[独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン](#)」、
「[JICA不正腐敗防止ガイダンス](#)」の遵守をお願いします。また、不正競争防止法では、
OECD（経済協力開発機構）の「[国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約](#)」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 外国公務員等に対して参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われなないこと。
- ② 本ツアーの実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

(4) 個人情報の扱いについて

- ① 応募書類に含まれる個人情報等は、「[独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）](#)」に従い、適切に管理し、取り扱います。
- ② 応募書類に含まれる個人情報等は、本スタディツアーの審査、派遣決定後の宿泊手配にのみ使用します。
- ③ 応募書類は、JICAが本スタディツアーを運営する以外の目的では一切使用いたしません。

以上